

# 平成23年分 確定申告は **ベルサール渋谷ファースト**で

## 渋谷税務署 八本輝雄署長に聞く

# 世田谷3署と合同で署外会場を設置



### <プロフィール>

八本 輝雄 (やもととるお)  
千葉県出身。浜松東税務署長、東京国税局課税第一部資料調査第3課長、同徴収部機動課長、同管理課長、同次長を経て現職に就任。禁煙に成功して14年目になり、職場内の禁煙推進に取り組んでいる。

活気あふれる街、渋谷を管轄する渋谷税務署は、398人の職員を擁する日本最大のマンモス税務署だ。この署員力を活かし、e-Taxの普及促進や内部事務の一元化に力強く取り組んでいるという。平成23年分の確定申告からは世田谷3署(世田谷・北沢・玉川)と合同で署外に申告会場を設置。各署から職員を配置して、納税者がより便利に申告できるような体制を築き上げていくとしている。

Q: 平成23年分の確定申告に向けて渋谷署ではどういった体制で臨む予定ですか?

八本 23年分の確定申告から世田谷3署と合同で署外会場を設置することになりました。渋谷駅に近い約1200平方メートルの広い会場で、申告書作成コーナーにはパソコンを210台ほど設置し、4署から職員を集中配置することでスケールメリットを活かした効率的な相談を実施します。納税者の皆様にとって待

ち時間を短くし、きめ細やかな相談が受けられるような会場づくりを目指します。どうか会場をお間違えないようよろしくお願いたします。

Q: 渋谷区にはどのような特徴がありますか?

八本 渋谷区は昭和7年に、渋谷町、千駄ヶ谷町、代々幡町の3町が合併して誕生しました。区内では縄文時代の遺跡も数多く発見され、猿楽町には都内でも珍しい弥生時代の住居跡である猿楽古代住居跡があります。

渋谷区は、JR、東急、京王、東京メトロの各線が乗り入れ、乗降客は1日200万人超という日本でも有数のターミナル駅となっています。平成20年6月には「渋谷駅街区整備方針」が策定され、鉄道施設の整備、公共施設の整備、駅ビルの再開発という3つの事業が24年度の完成を目標に進められています。

また、テレビや新聞などでは、渋谷センター街や道玄坂といった繁華街

や表参道、竹下通りといったファッションナブルで賑やかなスポットが特集されることが多いと思います。また、区内には各界の著名人が数多く居住する松濤や広尾という閑静な高級住宅街も存在しています。渋谷区は古さと新しさの両面を併せ持ち、国際都市として発展している街であるといえます。

渋谷税務署ではこうしたテーマについて、特に力

**OWNER'S LIFE**  
オーナーズライフ

オーナーズライフ

を入れた対策を実施しています。

越えたチーム編成により共同事務処理体制をすすめ、窓口サービスの充実を図っています。引き続き、内部事務一元化の定着に取り組み、さらなる利便性向上に努めていきたいと考えています。

Q: 内部事務の一元化に対する取り組みについて教えてください。

八本 納税者の利便性向上のため事務のさらなる効率化を目指し、部門を

平成22年分の所得税の確定申告件数は6万891件で、そのうち申告納税額があるものが2万3081件、申告納税額がないものが6265件、還付申告が3万1545件となっています。

Q: 渋谷税務署ではどのような点に力を入れていますか?

八本 渋谷区は国際取引が盛んな企業が多いため、当署でも国際取引に着眼した取り組みがますます重要になっています。また企業の出入りが多いこともあり、無申告への対応も欠かせない課題です。

### 【渋谷・世田谷・北沢・玉川税務署 確定申告会場】

場 所	ベルサール渋谷ファースト
所 在 地	渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階
期 間	平成24年2月9日(木)～3月15日(木) (土日祝日は除く。ただし2月19日(日)および26日(日)は開場)
受付時間	午前8時30分から午後4時まで (申告書などの提出は午後5時まで)
業 務	所得税、贈与税および個人消費税の申告書作成の相談、各申告書の提出(納税は当会場ではできないため、近隣の金融機関をご利用ください。また納税証明書の発行が必要な方は当会場ではなく、それぞれの税務署で発行することになります)

(2面へつづく)

適正公平な税制の実現と社会の健全な発展を目指します

## 社団法人 渋谷法人会

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9-10  
TEL: 03-3461-0758 FAX: 03-3461-0180  
URL: http://www.tohoren.or.jp/shibuya/



360度のくつろぎ。

ゲストルームはもちろん、館内の随所から、どの方角にも気持ちよく広がる東京屈指の眺望がセルリアンタワー東急ホテルにあります。

お客さまへのきめ細やかな心くばりを大切に、見渡す限りのくつろぎと開放感に満ちた時間へご案内いたします。

CERULEAN TOWER TOKYU HOTEL  
セルリアンタワー東急ホテル

ご予約・お問い合わせ TEL.03-3476-3000 / FAX.03-3476-3001  
http://www.ceruleantower-hotel.com

# 保管期間の変更

3年→5年

# に注意 添付不要の書類を3種類追加

## e-Taxで添付書類を省略

国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)で所得税の確定申告をする際、税務署に本来提示・提出すべき医療費の領収書や生命保険料控除の証明書などといった「第三者作成書類」の添付を省略できるが、平成23年分の確定申告からこの第三者作成書類の保管期間が変更されているので注意したい。

これは、昨年12月に施行された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の国税通則法の一部改正を受けてのもの。当局が行う増額更正の期間制限が3年から5年に延長されたため、税務署が確認する際に必要な書類の保管義務期間についても、「確定申告期限から原則5年間」に変更されたわけだ。

このほか平成23年分の確定申告から、医療費の領収書や生命保険料控除の証明書などといった「第三者作成書類」の添付を省略できるが、平成23年分の確定申告からこの第三者作成書類の保管期間が変更されているので注意したい。

これは、昨年12月に施行された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の国税通則法の一部改正を受けてのもの。当局が行う増額更正の期間制限が3年から5年に延長されたため、税務署が確認する際に必要な書類の保管義務期間についても、「確定申告期限から原則5年間」に変更されたわけだ。

### e-Taxで添付の省略が可能な第三者作成書類

給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書	地震保険料控除の証明書	省工改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
個人の外国税額控除に係る証明書	寄附金控除の証明書	特定口座年間取引報告書
雑損控除の証明書	勤労学生控除の証明書	政党等寄附金特別控除の証明書
医療費の領収書	給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票	認定NPO法人寄附金特別控除の証明書
社会保険料控除の証明書	オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書	
公益社団法人等寄附金特別控除の証明書	小規模企業共済等掛金控除の証明書	住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
特定震災指定寄附金特別控除の証明書	生命保険料控除の証明書	バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)

国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)で所得税の確定申告をする際、税務署に本来提示・提出すべき医療費の領収書や生命保険料控除の証明書などといった「第三者作成書類」の添付を省略できるが、平成23年分の確定申告からこの第三者作成書類の保管期間が変更されているので注意したい。

これは、昨年12月に施行された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の国税通則法の一部改正を受けてのもの。当局が行う増額更正の期間制限が3年から5年に延長されたため、税務署が確認する際に必要な書類の保管義務期間についても、「確定申告期限から原則5年間」に変更されたわけだ。

国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)で所得税の確定申告をする際、税務署に本来提示・提出すべき医療費の領収書や生命保険料控除の証明書などといった「第三者作成書類」の添付を省略できるが、平成23年分の確定申告からこの第三者作成書類の保管期間が変更されているので注意したい。

これは、昨年12月に施行された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の国税通則法の一部改正を受けてのもの。当局が行う増額更正の期間制限が3年から5年に延長されたため、税務署が確認する際に必要な書類の保管義務期間についても、「確定申告期限から原則5年間」に変更されたわけだ。

「一面のつじき」  
また書面で提出すると医療費の領収書や源泉徴収票などを添付しなければなりません。e-Taxであれば領収書などの添付を省略することができ、(例外あり)。ただ領収書は提出や提示が必要になる場合がありますので、保存しておいて下さい。

さらにe-Taxでの還付申告は早期処理を行っていますので、還付がスピーディーに受けられます。納税者の皆さまは是非ともご利用をお願いします。

Q:ダイレクト納付とはどのようなものですか?  
八本 ダイレクト納付は、事前に税務署に預金口座の届出を出しておけば、e-Taxを利用して電子申告を行った後に、預金口座からワンクリックで即時に、または納付日を指定して納税することができ、便利な電子納税システムです。

ダイレクト納付を利用することで、税務署や金融機関に足を運ぶことなく自宅やオフィスで納付できます。また税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。

Q:ダイレクト納付とはどのようなものですか?  
八本 ダイレクト納付は、事前に税務署に預金口座の届出を出しておけば、e-Taxを利用して電子申告を行った後に、預金口座からワンクリックで即時に、または納付日を指定して納税することができ、便利な電子納税システムです。

ダイレクト納付を利用することで、税務署や金融機関に足を運ぶことなく自宅やオフィスで納付できます。また税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことも可能です。

Q: 渋谷税務署長として今後のような税務行政を展開していきたいですか?  
八本 私は大蔵省(当時)の主税局に10年間勤務したなかで、税制度の企画立案に携わっていたこともあり、

## バランス取れた税務行政

ことも可能です。源泉所得税の毎月の納付手続きなど、納付回数が多い納税者の皆さまには特に利便性が高いと思いますので、こちらも是非利用していただきたいです。

Q: 渋谷税務署長として今後のような税務行政を展開していきたいですか?  
八本 私は大蔵省(当時)の主税局に10年間勤務したなかで、税制度の企画立案に携わっていたこともあり、

制度創設に至る経緯やその趣旨、制度の果たすべき役割などに思いを馳せることが多くあります。税務行政は納税者の皆様にとって、また税務行政を担っている税務署にとって、さらにはそこで働く職員のいづれにとっても満足できるものでなければならぬと考えています。署長として、よりバランスの取れた税務行政を推進していきたいと考えております。

納税者が生命保険料や個人年金保険料を支払った場合は、「生命保険料控除」として一定の金額の所得控除を受けることができる。生命保険料控除には税制上の優遇措置も多く、個人レベルでの関心も高い一方で、その税務取り扱いでは紛らわしいものがある。所得税の確定申告でも例年ミスが続出している。

## 生命保険料控除の「ヨコ」が危ない

「ミス続出ポイント」をチェック  
生命保険と個人所得の妻を被保険金の受取人としていた生命保険契約で、命保険料控除制度が頭に浮かぶ。だが「保険」という名前が付けば、何でもかんでも控除制度の適用が受けられるわけではない。

例えば、一般に「貯蓄保険」といわれている保険期間5年未満の生命保険は、生命保険料控除の対象外だ。また傷害保険や信用保険、外国の生命保険会社と国外で契約した生命保険契約についても控除対象外となる。

さらに、これら以外の生命保険でも「未払い部分」の保険料については控除の対象から外されるので注意が必要だ。将来の保険漏れを防ぐための「前納」は、支払期日が到来していない部分は未払い扱いとなり、生命保険料控除の対象にはならない。

そのほか生命保険契約中に親族関係に変化が生じたり、保険金受取人が変更されたりするケースがある。よくあるのが、「生保付き住宅ローン」

も人気がある。この種の生命保険は、住宅ローンの貸し手である金融機関が契約者、そして保険金受取人となり、住宅ローンの借り手であるマイホーム取得者が被保険者となる。

こうした生保契約の保険料は実質的には住宅ローンの返済額に含まれているので、納税者の中には、「ローン返済額の一部が生命保険料控除の対象になるのでは」と考える人もいる。しかし、生命保険料控除の対象となる生命保険契約は、保険金の受取人が前述のように「保険料の負担者またはその親族」とされているため、保険金受取人が金融機関となる生保付住宅ローンについては、たとえ支払保険料の実質的負担者が被保険者であっても、生命保険料控除の対象とはならない。

ちなみに、2月16日からは平成23年分の所得税の確定申告が始まる。税務署の担当者によると生命保険に係る申告ミスが多いものとして、「生命保険契約などに基づく年金の雑所得」、「生命保険の満期返戻金などの一時所得」に関する申告漏れ、「医療費を補てんする保険金」の記載漏れなどが挙げられるという。留意しておきたいところだ。

## 阿久津会計事務所

税理士 阿久津 博充  
税理士 A F P 阿久津 知幸

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚1-33-5  
TEL : 03-3466-6815 FAX : 03-3485-1733

阿久津会計 検索

CERTIFIED TAX CONSULTANT

## MORI

森税理士事務所

税理士 森 専三郎

〒151-0064 東京都渋谷区上原1-45-4

TEL : 03-3460-3952 FAX : 03-3468-5575

URL : http://mcta.ne.jp E-mail : info@mcta.ne.jp

# 確定申告 納税者の利便性向上へ 187税務署が庁舎外会場設置

国税局(所)	都道府県	税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌南・小樽・苫小牧 合同会場(旭川中・旭川東)
仙台国税局	青森県	弘前・八戸
	岩手県	盛岡・大船渡・花巻・一関
	宮城県	塩釜 合同会場(仙台北・仙台中・仙台南) ※東日本大震災で被害を受けた方の相談は仙台北、仙台中、仙台南税務署で、それ以外の方の相談は合同会場で行います。
	秋田県	合同会場(秋田南・秋田北)
	山形県	山形・鶴岡
関東信越国税局	福島県	福島・会津若松・郡山・いわき・白河・須賀川・相馬・二本松
	茨城県	水戸・日立・土浦・下館
	栃木県	宇都宮・栃木・鹿沼
	群馬県	前橋・高崎・伊勢崎
	埼玉県	東松山・越谷 合同会場(川口・西川口) 合同会場(浦和・大宮)
	新潟県	新潟・新津・巻・三条・新発田・小千谷・高田・佐渡
東京国税局	長野県	長野・伊那
	千葉県	千葉西・銚子・木更津・成田・東金
	東京都	大森・立川・町田 合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋) 合同会場(四谷・新宿) 合同会場(世田谷・北沢・玉川・渋谷)
東京国税局	神奈川県	横須賀・平塚 合同会場(横浜中・保土ヶ谷)
金沢国税局	山梨県	甲府(平成24年2月10日(金)まで)・山梨
名古屋国税局	富山県	富山
	岐阜県	大垣・高山・関・中津川 合同会場(岐阜北・岐阜南)
	静岡県	沼津・三島・島田・富士・磐田・掛川・藤枝・下田 合同会場(静岡・清水) 合同会場(浜松西・浜松東)
	愛知県	一宮・尾張瀬戸・半田・津島・豊田・西尾・小牧 合同会場(名古屋西・名古屋中村・熱田・中川) 合同会場(名古屋東・名古屋北) 合同会場(千種・名古屋中・昭和)
	三重県	津・四日市・伊勢・松阪・桑名・上野・鈴鹿・尾鷲

国税局(所)	都道府県	税務署名等
大阪国税局	滋賀県	彦根・水口
	京都府	上京・右京・宇治
	大阪府	港・泉大津・富田林・門真
	兵庫県	兵庫・姫路・明石・洲本・伊丹・加古川・三木・柏原
	奈良県	桜井
広島国税局	和歌山県	粉河
	鳥取県	鳥取・米子・倉吉
	島根県	松江・浜田・出雲
	岡山県	倉敷 合同会場(岡山東・岡山西)
	広島県	福山・府中・西条 合同会場(広島東・広島南・広島西・広島北)
高松国税局	山口県	下関・宇部・山口・徳山・防府・厚狭
	徳島県	徳島・阿南
	香川県	丸亀
福岡国税局	愛媛県	新居浜
	福岡県	西福岡・大牟田・田川・八女・筑紫 合同会場(門司・小倉) 合同会場(博多・福岡)
	長崎県	長崎・平戸
	大分県	大分・別府・日田
	宮崎県	宮崎・都城
沖縄国税事務所	鹿児島県	鹿児島・加治木
	沖縄県	沖縄・名護 合同会場(那覇・北那覇)

※通常、土・日・祝日は開場していません。

2月16日から確定申告期に突入するが、税務署で相談をしながら確定申告をしようと考えている人は注意が必要だ。平成23年分の確定申告期間中には187税務署が「庁舎外会場」を設けるが、期間中はその税務署の庁舎には確定申告会場を設けず、原則的に申告相談ができないのだ(作成済みの申告書の提出などは可能)。

12国税局・国税事務所全てが庁舎外会場を設置(表)。

187税務署のうち、50税務署は合同会場となる。税務署までの交通の便の悪さなどを解消し、納税者の利便性を高めるために有益なこの取り組みだが、税務署に足を運ぶ納税者が続出してしまえば逆効果にもなってしまう。当局には混乱回避のため、徹底的な周知活動を望みたいと同会場で受ける。

納税者としては、各国税局・国税事務所のホームページや最寄りの税務署で確認しておきたい。なお、宮城県仙台北税務署と仙台中税務署、仙台南税務署は、東日本大震災の被災者向けに別の対応をする。具体的には、震災被害を受けた人の相談は各税務署で、それ以外の人の相談は3署合同会場で受ける。

## 確定申告不要制度がスタート

平成23年以降の確定申告では、主な収入が公的年金だけの人は、税務申告書の提出が不要になるケースがある。

平成23年の税制改正では、公的年金等の収入金額が合計400万円以下で、給与所得や配当所得、公的年金以外の雑所得などの所得合計額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を不要とする制度が創設された。23年分の所得税確定申告から適用となる。

公的年金等とされるのは、①国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法など

対象者であっても、医療費控除や寄付金控除などで所得税の還付を受けようとする場合は確定申告書を提出できる。また、上場株式等に関する譲渡損失の繰越控除など、提出が控除適用の要件となっている場合も確定申告が必要になる。地方税である住民税は別の取り扱いになり、申告が必要になることもある。

平成23年以降の確定申告では、主な収入が公的年金だけの人は、税務申告書の提出が不要になるケースがある。

## 主な収入が公的年金の人が対象

平成23年以降の確定申告では、主な収入が公的年金だけの人は、税務申告書の提出が不要になるケースがある。

対象者であっても、医療費控除や寄付金控除などで所得税の還付を受けようとする場合は確定申告書を提出できる。また、上場株式等に関する譲渡損失の繰越控除など、提出が控除適用の要件となっている場合も確定申告が必要になる。地方税である住民税は別の取り扱いになり、申告が必要になることもある。

**鈴木会計事務所**

所長 **鈴木 周三**  
税理士 **鈴木 裕之**

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町1-9 宝来ビル5階  
TEL: 03-3780-4511 FAX: 03-3780-4510  
URL: <http://www.bellwood-tax.jp>  
E-mail: [info@bellwood-tax.jp](mailto:info@bellwood-tax.jp)



**W** パワーアライアンス税理士法人  
パワーアライアンス・アンド・コンサルタンツ(株)

代表税理士 **若杉 治**  
代表取締役

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚3-37-1 第一花井ビル2F  
TEL: 03-5365-4744 FAX: 03-5365-4745

**めざします。企業の繁栄と社会への貢献**



法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

**全法連は、約100万社の会員企業  
41都道県に442の会を擁する団体です。**

—主な活動は—

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

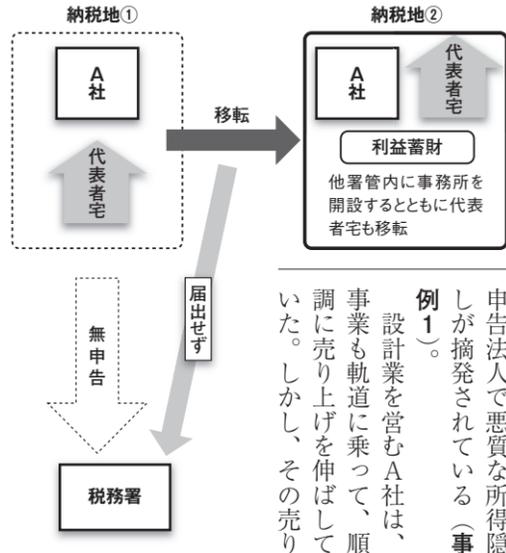
●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。上記は法人会の標準的な活動を紹介します。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。会費はそれぞれの法人会によって異なります。

公益財団法人 全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4  
TEL.03-3357-6681 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



# 大公開! ザ・脱税 コレが法人調査で摘発された最新手口!

【事例1】



国税庁によると、法人調査の方針は「社会・経済情勢の変化を踏まえて、無申告や海外取引に関する事案を重点的に取り組むこと」としている。

社会保障費の増大を受けた消費税率の引き上げ構想、そして東日本震災の復興増税など全体的に課税強化の流れが既定路線となりつつある。

こうした背景から当局では「税の公平性」を確保するとの観点から、納税者のごまかし、逃げ得を絶対に許さないよう厳しい調査を実施しているのだ。

特に、事業を行っているにも関わらず申告していない、いわゆる「稼働無申告法人」、そして「企業の黒字申告割合が低下している中、本来黒字でありながら赤字を装って

申告することにより納税を免れている会社に対して、赤字の仮装と消費税調査に重きを置いて調査を行っている(同)としている。

当局が平成22年7月から23年6月までの期間に実施した実地調査(調査官が会社の事務所・オフィスを実際に訪問して行われる調査)は、大口・悪質な不正が想定される会社の申告事案を中心に約12万5千件。このうち申告上のミスや申告漏れを指摘した件数は約9万件で、割合にすると調査が入った会社の約72%で何らかの不正を指摘していることになる。

具体的な摘発例としては、事業を行っているにも関わらず、申告を全くしていない会社、つまり冒頭に挙げた稼働無申告法人で悪質な所得隠しが摘発されている(事例1)。

設計業を営むA社は、事業も軌道に乗って、順調に売り上げを伸ばしていた。しかし、その売り

## 電子メールの履歴に架空経費計上の証拠

経営効率化を進める上で少しでも税負担を軽減させたいと考えることは、経営者として当然だ。そこで多くの会社では税理士ら専門家のサポートを受けながら、優遇税制の適用や金融商品の活用、資産設計の見直しといったさまざまな税金対策を実行する。だが、中にはそんな節税の域を越え、悪質で意図的な脱税をする会社もある。ここでは、国税当局が一昨年7月から昨年6月までに全国の法人を対象に実施した調査で脱税が摘発された実例を大公開する。

## 同業他社との比較—異常な仕入れ規模で不正発覚

上げ状況や所得の実態を税務署に把握させないために、事務所所在地や社長の自宅を別の税務署の管内にたびたび移転していた。

当局は複数の税務署の連携によって合同調査を実施し、各税務署から集められた資料を分析してA社の法人所得の実態を解明した。A社は6900万円の申告漏れ、重加算税を含め2400万円の追徴課税を受けた。

海外取引に関する申告漏れも年々増加傾向にある。ある事例では、パソコンに履歴として残されていた電子メールのやり取りから不正蓄財の事実が発覚した(事例2)。

B社は健康食品の販売を主な業務としているが、実地調査で税務署の担当者から会社のパソコンに保存されていた電子メールの履歴を確認したところ、社長が経理担当者の女性に「架空の広告宣伝費」を計上するよう指示していたメールを発見。

さらに、その架空経費分は単なる帳簿上の処理としてではなく、海外に開設していたB社の子会社に実際に送金して不正に蓄財していた。当局はB社に4400万円の申告漏れを指摘、1300万円を追徴課税してい

る。

病院を営営する医療法人D医院は、経営収支の状況が本当は黒字なのに、赤字申告をするために1億円を超える売り上げ除外をしていたことで摘発されている(事例3)。

D医院はある薬品会社から大量の医薬品を仕入れ、一部を取引関係にある会社に転売していた。

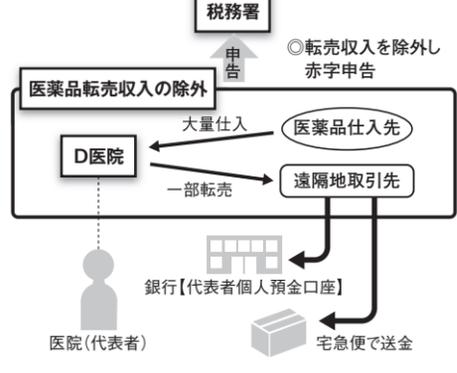
しかし、この転売で得た収入を除外することで利益を不正に圧縮。それにより申告上は赤字となっていた。転売収入は院長個人の銀行口座に振り込まれていたほか、振り込みでは通帳から不正がバレると考えたのか、宅配便で送金してもらったという手口だった。

税務署は同じような経営規模の病院と比べて、D医院が異常に多額の医薬品を購入していることに疑問を持ち、調査を開始。売り上げ除外の脱税を発見した。当局はD医院に対して1億2400万円の申告漏れを指摘、

りサイクル業のE社は新規事業をスタートする上で、相当に高額な機械設備をリースで導入した。しかし、帳簿上はリースではなく、自社で取得したものとして資産計上した。

リース資産の場合、自社資産ではないので法人税の減価償却は認められないところだ。

【事例3】



【事例4】

E社

消費税申告書

消費税額 1000

控除税額 1500

還付税額▲500

還付申告

税務署

資産の取得として架空計上

【消費税】資産の取得費の全額を課税仕入れとして計上

【法人税】固定資産として原価償却費を計上

機械装置

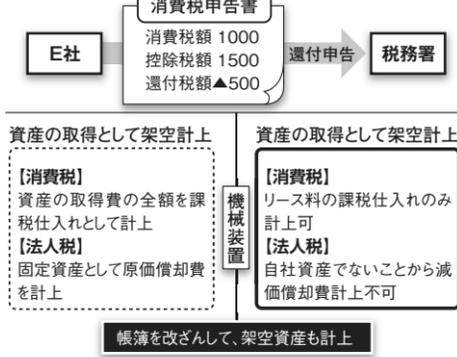
資産の取得として架空計上

【消費税】リース料の課税仕入れのみ計上可

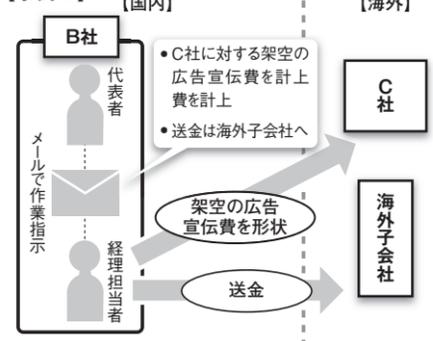
【法人税】自社資産でないことから減価償却費計上不可

帳簿を改ざんして、架空資産も計上

【事例4】



【事例2】



【事例2】

【国内】

B社

代表者

【海外】

C社

海外子会社

●C社に対する架空の広告宣伝費を計上

●送金は海外子会社へ

架空の広告宣伝費を形状

送金

メールで作業指示

経理担当者

3900万円の追徴課税処分を行った。

ちなみに、この隠ぺいで捻出された資金は簿外交際費として院長の遊興費などに充てられていた。実地調査では法人税と同時に消費税の処理についても精査しているが、その過程で消費税の不正還付が摘発されたケースもある(事例4)。

新規事業をスタートする上で、相当に高額な機械設備をリースで導入した。しかし、帳簿上はリースではなく、自社で取得したものとして資産計上した。

リース資産の場合、自社資産ではないので法人税の減価償却は認められないところだ。

国税当局は現在、まるで経営者が会社の経営効率化を進めるように、組織の内部改革による調査部門の強化を図っている。

税務署はE社のリース資産がかなり高額なものであるため、その購入資金の実態などを調査する過程で、じつはリースであったことを突き止めている。

国税当局は現在、まるで経営者が会社の経営効率化を進めるように、組織の内部改革による調査部門の強化を図っている。

税務署はE社のリース資産がかなり高額なものであるため、その購入資金の実態などを調査する過程で、じつはリースであったことを突き止めている。

国税当局は現在、まるで経営者が会社の経営効率化を進めるように、組織の内部改革による調査部門の強化を図っている。

## 赤字を装う黒字会社に調査のメス

若手国税OB税理士がいる  
税務調査と相続税の節税に強い

税理士法人 イデアコンサルティング  
相続・贈与相談センター 渋谷支部

税理士 伊東 大介  
税理士 大園 昌典

恵比寿駅3分 まずは無料相談 ☎0120-972-423

荒川羊造税理士事務所

税理士 荒川 羊造  
税理士 中井 洋子

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町31-8 渋谷ビレッジ南平台402  
TEL: 03-3496-1545 FAX: 03-3496-1578

# TAX・経営プチ解説

## 残業社員の夜食

### 現金支給なら課税も

不況を乗り切るために「少数精鋭」を余儀なくされている会社は少なくない。人事リストラに踏み切った会社の多くは、残った社員の仕事量が急増し、残業時間が大幅に増加傾向にあるようだ。

ところで、残業している社員に対して会社が夜食を提供するケースがあるが、その費用に関する税務上の取り扱いには少し注意が必要。

こうした夜食の提供にかかった費用は、「一般的な夜食」の範囲内で、かつ「現物支給」である限りは、経済的利益として給与課税の対象となることはない。

しかし、現物支給であっても、役員など特定の者のみを対象としている場合はNG。

また、お酒が入るなど「一般的な夜食」の範囲



▶ 残業メシに  
お酒はNG

を超える場合は交際費と見なされる場合もあるので注意したい。

一方、残業夜食を「食事代」として現金で支給するとなると話は別だ。経済的利益の供与にならない夜食とはあくまで現物支給したものに限られるため、現金支給にした途端、給与課税の対象となってしまう。

ただし、現金支給する場合でも、正規の勤務時間の一部または全部が深夜に及ぶいわゆる深夜勤務者に対するものである場合にはまた事情が違ってくる。

夜食の現物提供ができないために、これに代えて深夜勤務1回につき300円(税抜き)以下の金額を「夜食代」として通常の給与に加算して支給する場合は、給与課税の対象外。ここでいう「深夜」とは「午後10時から翌日午前5時」の時間帯を指す。

残業社員のために提供した夜食代が、税務調査で交際費や給与などと認定されないよう、残業が多い会社は「残業夜食規定」を作っておくといえよう。

## 被災企業へ見舞金

### 損金算入の要件は――

東日本大震災の発生から11カ月が経過しようとしている。時間が経つにつれて、震災被害が被災地以外の人や企業にも及ぶことがわかってきた。仕入先や販売先が被災地にある場合、自社の経営にも少なからず影響が及ぶことになる。当事者意識が高まることで、復興に向けた支援の輪にも厚

みが出てきたようだ。

被災した取引先に対する災害見舞金は、その支出が被災前の取引関係の維持・回復を目的としたものである場合には、交際費に該当しないものとして損金の額に算入することができる。

これは、慰安・贈答のための費用というより、むしろ取引先の救済を通じて自らが被る損失を回避するための費用とみることができるからだ。

ところで、損金算入が認められる「災害見舞金」とはどの程度の金額を言うのだろうか。

取引先で発生した災害損失額の範囲内であれば金額の多寡を問わないのか気になるところだが、これについて国税庁では、「その取引先の被災の程度、取引先との取引の状況等を勘案した相応の災害見舞金であれば、その金額の多寡は問わない」としている。

ちなみに、このような災害見舞金を支出した場合、取引先から領収書を求めづらいつというのが実際のところだが、このような場合には、帳簿に支出先の所在地、名称、支出年月日を記録しておくことで証明とすることもできる。

なお、被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金には要注意。

被災した会社ではなく、その役員や使用人に対して支出する災害見舞金は、取引先の救済を通じてその法人の事業上の損失を回避するというよりは、いわゆる「おつきあい」の性質が強いものと考えられる。支出した相手方が個人事業者である場合は別だが、法人役員等である場合には、交際費として取り扱われることになる。

## 太陽光発電の余剰電力

### 売却収入は何所得？

平成21年11月から太陽光発電による電気が、自宅などで消費された電気を上回る量の発電をした際に、その余剰電力を10年間電力会社が買い取る制度(余剰電力買取制度)が開始された。

税務上では、個人が自宅に太陽光発電設備を設置し余剰電力を売却した場合、そこで得る収入は雑所得となり、所得税がかかる場合がある。

一方、事業所得者が事業所に太陽光設備を設置し、その余剰電力で売却収入を得ている場合はその収入は事業所得に該当する。しかし、例えば自宅兼店舗に太陽光発電設備を取り付けて、両方で使用するほかに余剰電力を売却した場合の収入は何所得に該当するだろうか。この設備で発電される電気が事業所得を生ずる業務の用に使用されていけば、この設備は減価償却資産に該当するため、余剰電力の売却収入は事業所得の付随収入と考えられる。

また、不動産賃貸業を営む個人が賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、その電気を共用部分で使用した場合、共用部分の電気料金は減少するため、必要経費としての光熱費も減少することになる。このように、太陽光発電設備による発電は不動産所得の金額を増減させるものであることから、その余剰電力の売却収入は不動産所得に係る収入金額に算入する。

ちなみに平成23年度の余剰電力買取価格は設置した太陽光パネルの出力が住宅用10kW未満で42円/kWh、10kW以上および事業所など非住宅用の場合は40円/kWhとなっている。なお、10kW以上および非住宅用は、平成23年度に新たに導入されたこと、また国から「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」を受給していないことが国の設備認定によって確認された場合に限る。

この制度を利用するには電力会社で契約申し込みを行うが、平成23年度内に契約を行った場合は10年間固定でこの価格となる。買取価格は経済産業省と電力会社との相対契約で決定されており、毎年度見直しはなされているので注意したい。

## 医療費控除となる

### 出産費用と不妊治療

厚生労働省の調査によると、2011年の出生数は推計105万7千人で、1947年以降の調査で過去最少となっている。出生数が減少する一方、増加傾向にあるのは2500g未満の低出生体重児、いわゆる未熟児だといふ。これは、早産や不妊治療の増加で多胎児が増えたことのほか、定期健康診断などを受けておらず、医師からの保険指導が受けられていないことなども原因とされている。医療技術の向上で低出生体重児の生存率は増加しているものの、原因は出産費用の面からも影響している。

出産費用の負担は大きい。妊婦と診断されてからの定期検診や検査などの費用、また通院費用は医療費控除の対象となる。出産で入院するときにタクシーを利用した場合、そのタクシー代も控除対象に含まれる。これは、緊急時のため通常の交通機関を使うことが困難と考えられるためだ。ただし、実家へ出産するために実家に帰省する旅費は対象とはならない。通院費用は領収書のないものもあるが、家計簿に記録するなどして実際にかかった費用を明確にしておきたい。

しかし、健康保険組合や共済組合などから出産育児一時金や家族出産育児一時金、出産費や配偶者出産費などが支給された場合、その金額は医療費控除の額を計算する際に医療費から差し引かなければならない。

また不妊症の治療費や人工授精の費用は医療費控除の対象となる。これは、医師の診断行為として行われるものであり、さらにその費用は通常の夫婦の間で授かるであろう子が授からない場合に要する診療の対価であると考えられるためである。

少子化を抑えるためにも出産費用の優遇制度が充実することを望む。



▶ 元気な子を授かるための  
税の優遇対策とは…

税理士法人 K & K Japan

代表社員  
税理士

小泉 久夫

TKCコンピュータ会計

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2丁目14番17号  
渋谷SSビル4階

TEL : 03-3499-1663 FAX : 03-3499-1668

URL : <http://www.kkjapan.or.jp>

E-mail [kkjapan@tkcnf.or.jp](mailto:kkjapan@tkcnf.or.jp)

TKCシステム 鶴税務会計事務所

税理士 鶴 勤

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町14-10 渋谷コープ408

TEL : 03-3464-2566(代表) FAX : 03-3464-5677

URL : <http://www.tkenf.com/turukaikei/pc/>

E-mail [turu-tutomu@tkcnf.or.jp](mailto:turu-tutomu@tkcnf.or.jp)

# 確定申告 2月19日・26日の日曜日に対応する税務署

確定申告期間中の日曜日のうち、2月19日と2月26日の両日に限り、一部の税務署(229署=下表参照=)では申告書の受け付けを行う。

国税局(所)	都道府県	平成24年2月19日・2月26日の日曜日に対応する税務署名等	国税局(所)	都道府県	平成24年2月19日・2月26日の日曜日に対応する税務署名等	国税局(所)	都道府県	平成24年2月19日・2月26日の日曜日に対応する税務署名等	
札幌国税局	北海道	札幌北・【札幌南】・札幌西・札幌東	東京国税局	神奈川県	鶴見・横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・【横須賀】・【平塚】・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和 合同会場(横浜中・保土ヶ谷)	広島国税局	鳥取県	【鳥取】	
仙台国税局	青森県	青森		山梨県	甲府	金沢国税局	広島国税局	島根県	【松江】
	岩手県	【盛岡】	富山県	【富山】	岡山県		合同会場(岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸)	広島県	合同会場(広島東・広島南・広島西・広島北)
	宮城県	仙台北・仙台中・仙台南・石巻 合同会場(仙台北・仙台中・仙台南) *仙台北、仙台中、仙台南税務署では、東日本大震災で被害を受けた方の相談を、合同会場ではそれ以外の方の相談を行います。	石川県	金沢	山口県	【山口】	高松国税局	徳島県	【徳島】
	秋田県	合同会場(秋田南・秋田北)	福井県	福井	香川県	高松		愛媛県	松山
	山形県	【山形】	岐阜県	合同会場(岐阜北・岐阜南)	高知県	高知		福岡国税局	福岡県
	福島県	【福島】	静岡県	合同会場(静岡・清水) 合同会場(浜松西・浜松東)	熊本国税局	熊本県	熊本西・熊本東		
関東信越国税局	茨城県	【日立】・【土浦】・竜ヶ崎 合同会場(水戸・太田)	名古屋国税局	愛知県		豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場(名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸) 合同会場(名古屋西・名古屋中村・熱田・中川) 合同会場(千種・名古屋中・昭和) 合同会場(刈谷・西尾)	佐賀県		佐賀
	栃木県	【宇都宮】		三重県	【津】	長崎県	【長崎】		
	群馬県	【前橋】・【高崎】	滋賀県	大津・草津	熊本国税局	大分県	【大分】		
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場(熊谷・行田) 合同会場(川口・西川口) 合同会場(浦和・大宮)	京都府	【宇治】 広域センター(上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見)		宮崎県	【宮崎】		
	新潟県	【新潟】	大阪国税局	大阪府	堺・岸和田・豊能・吹田・【泉大津】・枚方・茨木・八尾・泉佐野・【富田林】・【門真】・東大阪 広域センター(大阪福島・西・西淀川・旭・城東・東淀川・北・大淀・東) 広域センター(港・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・住吉・東住吉・西成・南)	鹿児島県	鹿児島		
	長野県	【長野】			兵庫県	【姫路】・尼崎・【明石】・西宮・芦屋・【伊丹】・【加古川】 広域センター(灘・兵庫・長田・須磨・神戸)	奈良県	奈良・葛城	
東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・【千葉西】・市川・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏	和歌山県	和歌山	沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場(那覇・北那覇)		
	東京都	江東西・江東東・目黒・【大森】・雪谷・蒲田・中野・杉並・荻窪・豊島・王子・荒川・板橋・葛飾・江戸川北・江戸川南・八王子・【立川】・武蔵野・青梅・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・四谷・新宿・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島) 合同会場(品川・荏原) 合同会場(練馬東・練馬西) 合同会場(足立・西新井) 合同会場(世田谷・北沢・玉川・渋谷)	兵庫県	【姫路】・尼崎・【明石】・西宮・芦屋・【伊丹】・【加古川】 広域センター(灘・兵庫・長田・須磨・神戸)					

(注)  
 1. 合同会場では、( )内の税務署管内の納税者の申告書の收受等を行います。  
 2. 広域センターでは、( )内の税務署管内以外の納税者の申告書も仮收受等を行います。  
 3. 【 】書きの税務署、合同会場および広域センターの相談会場の開設場所については、各税務署でご確認ください。



## カスペルスキー流 カード被害対処法

### お金の豆知識

円高の影響からか、年末年始に海外に出掛けた人は前年比4・7%増の59万6千人に上った(「JTB調べ」)。往々にして旅行中は財布のひもが緩くなるものだが、通貨の異なる海外で役に立つのは、やはりクレジットカードだ。換金の手間も省ける上に、多くの現金を持たずに済み、さらにポイントも貯まるなど、そのメリットは大きい。

だが便利さの陰でカード詐欺などの犯罪が後を絶たないことは覚えておきたい。セキュリティは強化されるものの、その壁を突破する犯罪組織は多く存在する。日本クレジット産業協会の調査によると、2006年のクレジットカードの詐欺被害額は150億円超。ピークであった2000年当時と比べると半減しているとはいえない。決して小さい数字ではない。比較的治安が良いと言われる日本でもこのレベルなら、渡航先での危険度はその何倍にも跳ね上がるだろう。

カード犯罪の恐いところは、カードそのものを盗まなくても専用の機器で情報を読み取られるだけで容易にコピーが作られて利用されてしまうことだ。

そこで、ITセキュリティ製品などのソフトウェアを開発している国際的企業のカスペルスキー社が、カード犯罪の被害者にならないための「秘けつ」をまとめているの

で紹介する。あらためて対処法に過ぎないが、念には念を入れておきたい。だが、すなわち自己防衛の「秘けつ」なのだろう。

まず、クレジットカードを持ち歩く時は、万が一に備えて銀行やクレジットカード会社の緊急用電話番号が書かれたメモをカードとは別に携帯することが基本。また、暗証番号は極力暗記し、メモに記してカードと一緒に持ち歩くようなことは避ける。

クレジットカードにキャッシング機能が付いていれば、ATMなど現金自動支払機を利用して必要な時に必要な分だけ引き出すことができる。海外でも現地通貨をすぐ引き出せるので便利だが、このATM機自体に異変が仕掛けられていることもある。ATMを利用する際は、まず本体に異常がないかを確認する。糊の跡があったり、プラスチックにひびが入っていたり、キーボードにフィルムが貼ってあったりなどしていたら、犯人がカメラやスキミング機器を仕掛けた可能性がある。

ATMを確認したら、暗証番号を入力する際に誰かに見られていないかを十分に確認する。その際、反対側の手で隠しながら入力するだけでも予防となる。これはATMに仕掛けられたスパイカメラにキー入力や録画されないようにするため

だ。レ스토랑や販売店で支払いでクレジットカードを使う場合も注意が必要だ。レ스토랑での支払いの際、ウエーターがカードを預かり、席までレシートを持ってくる場面がよくある。しかし、専用の機械さえあれば、誰でも数分もすれば数秒でカードのコピーを作成できる。怪しいと感じたなら、多少スマートさには欠けるが、カード読み取り機を持ってきてもらうか、ウエーターについて行き、カードの読み取りが適正に行われたかを確認したい。

また伝票に署名をする際も金額はもちろんのこと、用紙が1枚であることも併せて確認しておきたい。これは本来の金額より高い合計金額が書かれた複写用紙が1枚下にしのばせてある可能性があるからだ。

さらに、ホテルやツアーなどのインターネット予約が普及しているが、その際、カード決済をしなくても、信用のためにクレジットカード番号等を入力する必要がある。不正にクレジットカード情報を入手し、利用する犯罪も増えてきている。あらかじめセキュリティソフトをインストールしておくことも予防となる。

勝手の違う海外でこのような被害に遭ったら、楽しい休暇も台無しだ。できることから自己防衛をしていきたい。

海外進出企業 及び個人を応援します

薛会計事務所

税理士 セツ 薛 雅 君  
ファイナンシャル・プランナー

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-15-13  
TEL:03-3341-5935 FAX:03-3341-5936  
E-mail: setu@setsu-office.com  
URL http://www.setsu-office.com

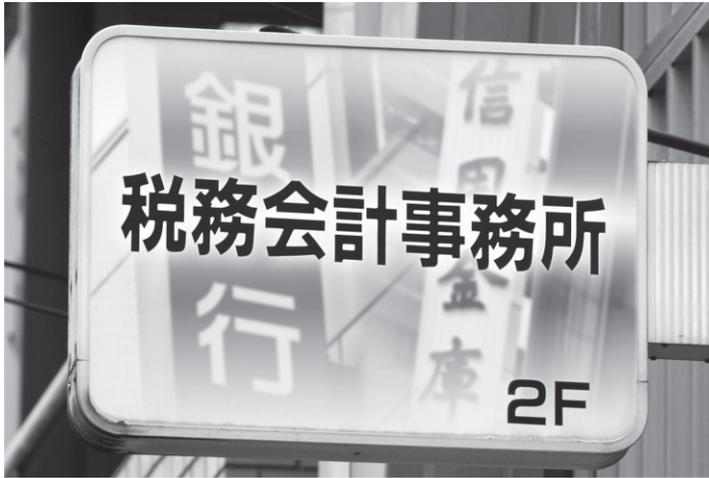
小野浩道税理士事務所

所長 小野 浩道

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-33-8 原宿ビューパラー502号  
TEL:03-5772-7661 FAX:03-5772-7510

# 融資から福利厚生、 IT化まで

▼「お金のプロ」だからこそ、経営力をアップさせる  
専門的なノウハウがある



最近では、会計事務所も「顧客サービスの充実」を図るために、税務や経理の代行的な業務以外の、会社の経営力を向上させるためのサービスを展開している。

第一に注目しておきたいのが、会社の資金繰りをサポートするサービス。多くの金融機関では近年、「書面添付」を実践している会社に対して優待的なビジネスローン商品を販売している。

会社が会計事務所へ依頼する仕事といえば、税務申告書の作成といった税金に関する業務、そして記帳代行や決算書類の作成、給与計算といった経理のアウトソーシングが中心となる。だが、最近の会計事務所は顧客サービスの向上を図るために、さまざまな中小企業向けのサービスを提供している。「会社のお金」に関するプロが提供するサービスだけに、会社の経営力をアップさせる専門的なノウハウも盛りだくさんだ。

もっと

# 会計事務所を使いこなせ!

## 税理士「お墨付き」で利率軽減

税理士の「お墨付き」が与えられることで、税務申告書の信用性は格段にアップする。書面添付は、税務調査での抜き打ち調査が回避されるなどとして関心が高まっているが、やはり、もっと直接的な効果は、融資商品での借入利率が引き下げられることにある。

例えば、三井住友銀行は書面添付を実践している会社に対してビジネスローンの借入利率を2・225%から1・975%に軽減。無担保の借入期間を最長5年に延長し、事務手数料7万3500円も不要となる。業歴2年以上といった条件はあるものの、会計事務所「ウチの会社の申告書も書面添付してほしい」と依頼すれば、この資金難のご時世に借入利率の軽減が望めるのだ。

職業会計人団体のTKC全国会の会員事務所と顧問契約を結ぶ会社を対象とした書面添付のローン商品もあり、全国の都銀、地銀で販売されている。申告書への書面添付は、通常の顧問報酬とは別途の料金を求める会計事務所もあるが、サービスの一環として無償で添付してくれるケースも増えているので、ぜひ活用を検討したい。

現在、金融機関では中小企業の融資判断を行う際に「財務諸表の品質」を最も重視している。中小企業の

会計処理については、日本税理士会連合会や日本商工会議所などによって策定されている「中小企業の会計に関する指針」が信用ある会計基準として運用されているが、これに準じた処理を行っていることを確認するための「チェックリスト」を提出している会社を対象とした融資商品もある。

## 確定申告は「書面添付」で!

としてみれば、数字のスペシャリストである会計事務所は、会社自体の経営だけでなく、意外なサービスを提供しているケースもある。服部会計事務所(東京・神田小川町)では、顧問先の経営コンサルティングに加えて、社員のライフプランニングも手掛けている。

社会保険の負担増や給与が伸び悩む時代に、社員はこれまでのような豊かな生活を続けていくことが困難になっている。そこで、会社が生き残るために経営計画書を作って将来を見据えた経営のかじ取りをするように、社員も限られた収入の中で将来に向けた「家計の経営」が迫られている。

税理士は「会計」として招聘する手法もある。高度な会計支援を受けながら、スムーズな資金繰りにつなげることができる。

「会社事務所イコール税務・経理のアウトソーシング」と考えるのではなく、もっと柔軟に幅広く活用したい。「お金のプロ」として、「業務効率のスペシャリスト」として、高いレベルでの業務改善を図れるヒントがたくさんあるはずだ。

無理のない収支バランスはどうするか……。家計の経営収支を総合的に判断するのも、数字に強い会計事務所ならでは。

会社の顧問税理士に、経営を指南してもらおうだけでなく、社員個々の家計もみてもらうという発想だ。「社員への福利厚生」といった観点からも評判がいいという。

**個人事業主の皆様へ**

記帳や税金のことでお困りでしたら、お気軽にご相談ください。

個人事業主の皆様、帳簿のつけ方などについてお困りのことはありませんか…。

東京商工会議所では、記帳専任職員を配置して、記帳の仕方から年末調整・決算・申告手続きまでの一貫したご相談に応じております。

正しい記帳は経営安定の第一歩。ぜひ、東京商工会議所の記帳相談制度をご利用ください。

お問い合わせは… **東京商工会議所 渋谷支部**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-12-5 渋谷区立商工会館7階

みんなの商売大きく結び 繁盛いっぱい渋谷が一歩

**TEL.03-3406-8141**

**書面添付制度 & 電子申告 推進事務所**

ご存じですか? 書面添付制度

**税理士法人 アイ・タックス**

代表社員 税理士 **森脇 仁子**  
Moriwaki Hitoko

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前4-16-15 青山ラグゼス 203

TEL: 03-5410-7533 FAX: 03-5410-7583

URL <http://www.kaikeizin.ne.jp>

E-mail [moriwaki-hitoko@tkcnf.or.jp](mailto:moriwaki-hitoko@tkcnf.or.jp)

**TKC全国会**

# 備えあれば憂いなし

## 中小企業経営者の身に「不測の事態」が生じたとき!

経営者の多くが法人契約で生命保険に加入している。しかし、加入者である社長本人に、「加入する際、保険金額はどのように決めたのか」と質問した場合、返ってくる答えは「生保のセールスマンに勧められたままに決めた」とあるいは「会社が支払うことのできる保険料から決めた」というのが、ほとんどではないだろうか。保険はリスクに備えるものだから、本来ならば、そのリスクの量に応じた保険金額のものに加入すべきだろう。支払える保険料が決まっていたとしても、経営者ならば自分自身と自社にとって、不測の事態が生じたときの経済的な損失額を、あらかじめ理解しておくことが非常に重要だ。不測の事態が生じたとき、経済的な損失額を補填・充当するためにはどのような資金が必要で、どの程度の金額になるのか。大手生命保険会社や会計事務所、企業コンサルタント、ライフプランナーからヒアリングするなどして調べてみた。

この資金は、大きく分けて2つに分類されるという。「企業防衛資金」と「退職慰労金準備資金」がそれだ。

### 【企業防衛資金】

経営者の信用と手腕で成り立っている中小企業の多くは、経営者の死亡により次のような事態(リスク)が想定される。

- ▼固定費負担の深刻化(家賃やリース料など)
- ▼給与支払遅延による従業員の士気の低下
- ▼金利や支払手形取引条件の厳格化、新規取引の停止
- ▼担保提供している自宅の差押

このような不測の事態に備えるために、次の①～③の資金の準備が必要となる。

#### ① 企業防衛資金(人件費+固定費)

中小企業の経営者はすべての業務をこなしていることが多い。自らトップセールスとして最前線で営業活動している社長さんも数多く存在する。このようなタイプの社長さんに万が一のことがあり、後継者に事業を承継した場合には、当然ながら売り上げの減少が予想される。円滑な事業承継のためには人件費や固定費など、企業の存続・維持には欠かせない費用を事前に把握しておく、資金繰りの悪化を避けるための準備が必要となる。

企業防衛資金は損益計算書の「販売および一般管理費」のなかから、企業の実情に応じて「固定費」として捉え直しておくことで、日頃から算出が可能となる。

#### ② 借入金返済資金

後継者が事業を承継したからといって、すぐに借入金を返済しなければならぬ、などということはない。しかし、後継者に負担を残さないためにも事前の準備が必要となる。金融機関から見れば、「企業+経営者」というのが実情だから、信用力を維持するためにも返済計画を履行していけるだけの十分な資金の準備が不可欠となる。この資金準備が充分になされていれば、「計画性」の点で金融機関に安心感を与えることができ、その後も「貸しはがし」「貸し流し」などにあわず、追加融資に際してもスムーズに融資を受けることができる。借入金返済資金は、バランスシートの「固定負債」「流動負債」の各項目の内容を把握しておくことで、より具体的な試算が可能になる。

このように不測の事態に備えるために、次の①～③の資金の準備が必要となる。

#### ③ 納税準備資金

運転資金、借入金返済資金として活用する生命保険金は、会社の資産となるために課税対象となる。このため、全額を活用するには納税のための資金を別に準備する必要がある。「借入金」は5000万円あるが、5000万円の保険に加入しているのでも大丈夫などと、よく「相殺論」のようなことを耳にするが、それは間違い。保険金を運転資金や借入金返済資金に充てることを考えているのなら、「納税」のために必要な資金も別に準備しておくなければならない。

## 企業防衛・相続対策資金はどうやって準備する?

### 【退職慰労金準備資金】

社長さんの身に万が一のことがあった場合、遺族の生活や相続のために、死亡退職金や弔慰金を支給することが重要な意味を持つ。相続対策(相続税対策)をも視野に入れた事前の資金準備をしないと、後継者に多大な負担をかけることとなる。

遺族の生活を維持すると同時に、相続のための資金を捻出する必要にも迫られるわけだが、そのためには、ごく一例として次のような措置を講じなくてはならないし、それに伴うリスクも覚悟しなくてはならない。

- ▼借入金や不動産売却で資金捻出
- ▼突然の社長交代で売り上げダウンが予想されるなか、事業目的以外での資産の減少は後継者に経営上の負担を残す。また、希望通りの金額で売却できるとは限らないので売却損により赤字が膨らむ可能性がある。
- ▼預貯金の取り崩し
- ▼キャッシュフローが悪化し、経営に悪影響が出る可能性もある。

退職金を支給しない遺族が従来通りの生活レベルを維持することは難しくなるといえる。また土地などを相続した場合、相続税を納税するための資金が不足するため、固定資産の維持も困難になる。土地や土地付き建物などの財産が相続困難になり、「物納」のかたちで国庫に納められるケースが増えているのは、そのほとんどが「まったなしで課税・徴収される相続税」の納税に充てるだけのキャッシュを準備できていなかったためだといえる。

#### ① 役員退職慰労金

このような事態を避けるためにも、次の①～③の資金を事前に準備しておくことが必要となる。

### 【役員退職慰労金規程】の整備を

役員退職慰労金の規程が過大だと、過大部分について損金性が否認されるケースがある。このため、役員退職慰労金や弔慰金をスムーズに支給できるように、あらかじめ「役員退職慰労金規程」などを整備しておくことが必要だ。さらに、「規定は設けてあるが、支給するだけの資金がない」などというところがないように、会計事務所や顧問税理士と事前によく相談しながら、生命保険を活用するなどして十分な資金を準備しておきたい。

- ▼退職所得控除
- ▼2分の1課税(退職所得控除後)
- ▼分離課税(退職金は他の所得と分離して課税される)

- ② 功労加算金
- ③ 弔慰金

創業社長など、会社発展に特に功労があった場合には「功労加算金」を支給することができる。

#### ③ 弔慰金

死亡弔慰金には所定の非課税枠があり、退職慰労金とは別枠で支給できる。

- 〈業務上死亡〉
- 死亡時における賞与以外の報酬月額×36ヶ月
- 〈業務外死亡〉
- 死亡時における賞与以外の報酬月額×6ヶ月

※相続税法基本通達3-120

## 納税通信

東京国税局管内 特別号外  
渋谷区エリア版  
平成24年2月9日発行  
© エヌピー通信社

【納税通信】(東京国税局管内 特別号外 渋谷区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、渋谷区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては渋谷区法人会や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体や企業各社に、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。  
【エヌピー通信社・企画編集部】

<お知らせ>  
本紙『納税通信』の通常号は  
毎週月曜日発行です。  
年間購読料(前納・送料共) 36,700円  
www.nouzei.jp  
購読・広告申込 03(3971)0114(直通)

に準備しておかなければならない。

社長さんの身に万が一のことがあった場合、遺族の生活や相続のために、死亡退職金や弔慰金を支給することが重要な意味を持つ。相続対策(相続税対策)をも視野に入れた事前の資金準備をしないと、後継者に多大な負担をかけることとなる。

遺族の生活を維持すると同時に、相続のための資金を捻出する必要にも迫られるわけだが、そのためには、ごく一例として次のような措置を講じなくてはならないし、それに伴うリスクも覚悟しなくてはならない。

- ▼借入金や不動産売却で資金捻出
- ▼突然の社長交代で売り上げダウンが予想されるなか、事業目的以外での資産の減少は後継者に経営上の負担を残す。また、希望通りの金額で売却できるとは限らないので売却損により赤字が膨らむ可能性がある。
- ▼預貯金の取り崩し
- ▼キャッシュフローが悪化し、経営に悪影響が出る可能性もある。

退職金を支給しない遺族が従来通りの生活レベルを維持することは難しくなるといえる。また土地などを相続した場合、相続税を納税するための資金が不足するため、固定資産の維持も困難になる。土地や土地付き建物などの財産が相続困難になり、「物納」のかたちで国庫に納められるケースが増えているのは、そのほとんどが「まったなしで課税・徴収される相続税」の納税に充てるだけのキャッシュを準備できていなかったためだといえる。

このような事態を避けるためにも、次の①～③の資金を事前に準備しておくことが必要となる。

「役員退職慰労金規程」の整備を

役員退職慰労金の規程が過大だと、過大部分について損金性が否認されるケースがある。このため、役員退職慰労金や弔慰金をスムーズに支給できるように、あらかじめ「役員退職慰労金規程」などを整備しておくことが必要だ。さらに、「規定は設けてあるが、支給するだけの資金がない」などというところがないように、会計事務所や顧問税理士と事前によく相談しながら、生命保険を活用するなどして十分な資金を準備しておきたい。

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DaiDO 大同生命 110th ANNIVERSARY

渋谷支社/東京都渋谷区海玄坂1-10-8(渋谷野村ビル3F)  
TEL 03-5489-6800

SEIBU SHINKIN BANK

お客さま支援センター  
西武信用金庫

渋谷営業部 ■(03) 3463-1501 ■渋谷区神南 1-12-16 アジアビル4F  
千駄ヶ谷支店 ■(03) 3341-4101 ■渋谷区千駄ヶ谷 5-18-18  
恵比寿支店 ■(03) 3461-6106 ■渋谷区恵比寿西 1-20-2  
幡ヶ谷支店 ■(03) 3376-3321 ■渋谷区本町 6-36-5  
原宿支店 ■(03) 3479-1111 ■渋谷区神宮前 4-30-4  
渋谷東支店 ■(03) 3498-4051 ■渋谷区東 1-25-4